

議案第19号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第13号）

資料1（424）文化芸術センター・庭園管理運営事業指定管理料について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、宝塚市立文化芸術センターの臨時休館（開館延期）を実施した。このことにより利用料金の減収が発生したため、指定管理料の増額を行う。

2 概要

（1）県からの休業要請期間（4月19日～5月22日）

ア 内容 対象期間中の施設の運営費用（当該期間の指定管理料等で補うことができない分に限る）

イ 金額 1,007,251円

ウ 内訳

（単位：円）

対象期間中の施設の運営費用	10,987,686
対象期間中の利用料金実績	△79,800
対象期間分の指定管理料	△9,900,635
合計	1,007,251

（2）県からの休業要請解除後（5月23日～5月31日）

ア 内容 休館したことに起因して失ったと思料される利用料収入

イ 金額 100,963円

ウ 内訳

（単位：円）

対象期間中のキャンセルに伴う施設利用料金	22,300
対象期間中の駐車場料金見込み	107,263
対象期間中の利用料金実績	△28,600
合計	100,963

（3）指定管理料増額分（（1）+（2）） ※千円未満切上げ

1,109,000円